

金城学院大学実験動物教育研究施設規程

(2012年12月17日制定)

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学実験動物教育研究施設（以下「本施設」という。）に関して必要な事項を定める。

2 この規程における実験動物教育研究施設とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管、動物実験等を行う施設・設備をいう。

(施設長)

第2条 本施設に実験動物教育研究施設長（以下「施設長」という。）を置く。

2 施設長は、学長が任命する。

3 施設長は、本施設の業務を統括し、代表する。

4 施設長の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第3条 本施設の管理運営をはかるために、金城学院大学実験動物教育研究施設管理運営委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会に関する規程は、これを別に定める。

(所掌事務)

第4条 本施設に関する事務は、教育研究支援部がこれを行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則 (2012年12月17日常任理事会)

この規程は、2012年12月17日から施行する。